

[ワーキングペーパー]

台湾の公共調達制度からみた我が国の公共調達制度への 示唆

福田 隆之

東洋大学グローバル・イノベーション学研究セン
ター客員研究員

望月 美穂

株式会社日本経済研究所 地域本部

新川 隼平

株式会社日本経済研究所 地域本部



TOYO UNIVERSITY

GIC Discussion Paper

No. 31

発行日 2026 年 9 月 8 日

発行人 市川 顕

発行所 東洋大学グローバル・イノベーション学研究センター / Center for Global Innovation Studies

〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20 Tel: 03-3945-7769 / fax: 03-3945-7906

GIC Discussion Paper は、グローバル・イノベーション学研究センター所属の研究員、客員研究員および外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂き、今後の研究に役立てることを意図しています。本稿に示された内容および見解は執筆者個人に基づくものであり、所属機関の公式見解を示すものではありません。

台湾の公共調達制度からみた我が国の公共調達制度への示唆

東洋大学グローバルイノベーション学研究センター 客員研究員 福田 隆之

株式会社日本経済研究所 地域本部 望月 美穂

株式会社日本経済研究所 地域本部 新川 隼平

- はじめに

我が国の PPP/PFI 事業では、民間事業者のノウハウや創意工夫を引き出し、性能規定や成果連動型の対価支払い等を通じて、サービスの高度化・効率化を実現することが期待されている。一方、実務面では施設整備型・サービス対価型 PPP が中心であることから、公共仕様の踏襲性と支払い制度の硬直性が、依然として制約要因として指摘できよう。

この背景として、我が国の調達制度が「工事発注」「買入」を中心に設計され、調達対象（工事・物品・役務）の種類を問わず同一の枠組みで運用されてきたこと、受発注者間の交渉手続が制度上十分に位置づけられていないこと、予定価格を必ず設定し上限拘束性を有していること等が挙げられる。

本稿では、台湾の調達制度及び PPP 制度を整理した上で、我が国の PPP/PFI の導入促進・実効性向上に向けた示唆を抽出する。

- 我が国の公共調達制度の概要

我が国の公共調達制度及び PPP/PFI 制度の概要については、2024 年度に作成した韓国の政府調達制度に関する調査レポート（GIC Discussion Paper No.27「韓国の政府調達制度と我が国への制度的示唆」）において、会計法・地方自治法を基礎とした調達制度の構造や予定価格制度、PPP/PFI 制度の位置づけ等を整理したところである。

前掲レポートで整理したとおり、我が国の公共調達は会計法・地方自治法に基づき一般競争入札を原則とし、予定価格を上限として最低価格落札を基本とする制度運用がなされている。PPP/PFI の調達においては総合評価方式やプロポーザル方式が活用されるものの、会計法に基づく予定価格の上限拘束や業務仕様を前提とした枠組みが残存しており、サービス調達・運営主体 PPP に必要な柔軟性が十分に確保されている状況にはない。

本レポートは、前掲レポートの成果を共通の制度的前提として、台湾の調達制度及び PPP 制度の特徴を整理し、我が国の PPP/PFI の導入促進等に向けた制度的示唆を導出することを目的とする。

このため、日本の調達制度の詳細については重複を避け、必要に応じて前掲韓国調査レポートを参照されたい。なお、当該韓国調査以降、日本の公共調達制度及び PPP/PFI 制度の基本的枠組みに重要な変更は生じていない。

- 台湾の公共調達制度について
 - 調達の所管法について

我が国では会計法により調達の基本的な枠組みを規定しているが、台湾では会計法ではなく政府採購法により調達の基本的な枠組みを規定している。同法は、公平・公開の調達手続・効率性・機能の向上・調達品質の確保等を目的としており、各種入札契約方式や落札者決定原則、公共調達を所管する行政院公共工程委員会（Public Construction Commission、以下「PCC」という。）の役割等を一体的に規定している。

政府採購法は 1998 年に公布され、1999 年に施行された。政府採購法の制定以前には、調達について包括的かつ体系的な法律は存在せず、調達に関しては条例や各機関の個別規定に基づき運用されていた。

政府採購法以外に調達に関連する法律として会計法・予算法・国有財産法がある。会計法は会計処理に関する基本的な原則を規定し、予算法は、予算編成・執行・管理に関する基本的な事項を規定している。また国有財産法は国有財産の管理や処分に関する基本的な事項を規定している。

政府採購法は、「調達」を工事の発注・財産の購入、賃借・役務の提供若しくは雇用等と定義している（図表 1 参照）。工事・財産・役務の性質が混在し、調達の性質を特定することが困難な場合は、調達の性質が予算に占める割合が最も高いものに応じて区分される。財産の売却及び賃賃は収入行為に属するため、政府採購法の適用範囲外とされている。

また、PPP の調達も政府採購法の対象外とされている（後述参照）。

図表 1 台湾における調達の対象物

調達種別	定義
建設工事	建築工事、土木工事、水利工事、環境工事、運輸工事、機械工事、電気工事、化学工事など、責任者が定めるものを含め、建造物及びその附属設備等の新築、増築、改築、修繕、解体、自然環境の改良等のために地上又は地下で行う活動
財産	一切の物品（生鮮農産物又は生鮮魚介類を除く）、材料、設備、機械、工具その他の動産、不動産、権利その他責任主体が定める財産
役務	専門役務、技術役務、情報役務、研究開発、事業運営管理、保守・修理、研修、労務その他責任主体が定める役務

- 中央調達機関の役割と機能

調達の所管機関は、1995 年に設立された PCC である。PCC は、調達に関する政策や制度の研究・策定、関連法規の調査・起草・改正・解釈、標準調達契約の審査・承認、調達専門家の育成など広範な業務を担っている。政府採購法の適用対象外である PPP の調達については、財政部が管轄しており、PCC の管轄外となっている。

- 入札方式

政府採購法は、活用できる入札方式と落札者決定原則を分けて規定している。

入札方式としては、公開入札を原則とし、選択入札や限定入札等が規定されている（図表 2、3 参照）。公開入札や選択入札は、公募情報を電子調達情報システムで公開することが義務化されている。

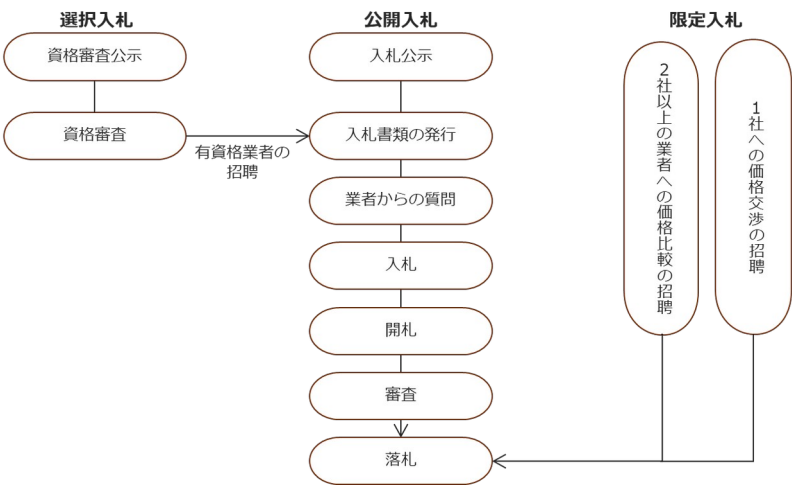
発注者として予定価格を設定することが事実上困難な場合や金額以外の要素にて発注者にとって最も有利な者と契約する場合（最有利標）には、予定価格を設定しないことが認められる。

公示額が 150 万台湾元に満たない調達案件においては、公益性への影響は最小限であり、プロセスが長期化することで発注者のニーズが阻害される可能性があるため、調達プロセスに柔軟性が認められており、公募によらない限定入札を採用し価格比較や交渉などを行うことが認められている。さらに 15 万台湾元（公示額の十分の一）を下回る調達については、事業者と直接交渉し調達を行うことが可能である。

図表 2 台湾における主な入札方式

	概要	予定価格の有無
公開入札 (一般競争入札)	- 公募を通じて、すべての関心のある者が参加できる。 - 原則として、すべての調達に適用される。 - 幅広い参加を促し、競争原理に基づいて最も有利な条件での調達を目指すものであり、3 社以上の参加が必要。	原則として予定価格が設定され、最低価格を提示した者が落札者となる。
選択入札 (指名競争入札)	- 公告に対して興味がある業者すべてが事前資格審査のための資格認定書類を提出することができるが、事前資格審査を通った業者のみが入札に参加できる。 <対象案件> 1) 同種の工事発注が繰り返し行なわれるもの 2) 入札の選定作業に非常に長い時間がかかるもの 3) 業者が入札準備をするためのコストが高いもの 4) 業者の資格要件が複雑であるもの 5) 研究開発に関わる発注であるもの	予定価格が設定される場合がある。 (設定しない場合がある)
限定入札 (制限付き入札)	- 公告が出されずに、2 社以上、もしくは 1 社のみが入札へ参加を要請されるもの。 - 緊急時や特殊な事情がある場合などに用いられる。 (例：対象物に対して独占販売権を持った 1 業者しかいない場合等)	

図表 3 調達における主な入札方式及び手続



出典：社團法人中國土木水利工程學會ホームページ 陳高星律師「政府採購法與採購程序」を基に作成

4. 落札者決定原則

落札者の決定原則としては、最低価格を提示した者（以下「最低標」という。）又は入札書類の要件を満たし最も有利な提案を行った者（以下「最有利標」という。）のいずれかが採用される。調達の種類や特性に応じて、適切な方式が選択されている。

最低標は、予定価格を設定しその範囲内で最も低い価格を提示した者を落札者とする原則である。金額が小さく、案件が単純で履行の根拠が明確な調達や履行期間が短い調達、市場で一般的に販売されているものの調達、過去の類似案件で最低標が採用され問題がなかった調達等にて採用される。

最有利標は、価格だけでなく品質・技術・計画・実績・履行能力など、総合的な要素を評価し、発注者にとって最も有利な提案をした者を落札者とする原則である。金額が大きく複雑な調達や統一した選定基準を定めることが困難な調達、大規模工事の調達、専門サービスや芸術文化等の調達、過去の類似案件で最低標を採用し問題があった調達等で採用される。

最有利標を採用する場合には、原則予定価格を設定せずに、入札書類に定める評価基準に従い、技術・品質・機能・取引条件・価格等を総合的に評価し、順位又は点数により最も有利な入札を選定する。

2019年の政府採購法の改正（第52条1項の変更）により、最有利標の適用が緩和され、調達の性質やニーズに応じて発注者が最有利入札方式を選択し得る範囲が拡大した（従来規定されていた「異質で最低価格で決めることに適合しない案件に限られる」という文言を削除した）。

最有利標は、調達金額や調達対象により、適用最有利標・準用最有利標・評価合格最低標の三種類に分類される。150万台湾元以下の調達には「評価合格最低標」が採用される。150万台湾元以上の役務の調達で限定入札を採用する場合は「準用最有利標」が採用される。150万台湾元以上の工事・物品・役務の調達で公開入札又は選択入札を採用する場合は「適用最有利標」が採用される（図表4参照）。

図表4 最有利標の分類

	適用最有利標	準用最有利標	評価合格最低標
概要	- 価格、技術、品質、サービスなどの要素を総合的に評価し、最も有利な提案をした業者を落札者とする。 - 価格交渉は不要。	企画書や技術提案の評価に基づき最優秀業者を選定した後、最優秀業者と価格交渉を行い、その後契約を締結する。	- 最低標と最有利標の中間に位置する方式 - 技術・企画提案を評価し、合格基準をクリアした業者の中から、最も低い価格を提示した者を落札者とする。 - 技術的な複雑さやサービスの品質が重要だが、最有利標ほどの包括的な評価は必要ない案件で採用される。
法的根拠	調達法第52条第1項第3号	調達法第22条第1項第9号から第11号、第13号から第14号	中央機關未達公告金額採購招標辦法第2条～3条
調達金額	150万元以上 （金額制限なし）	150万元以上 （金額制限なし）	150万元以下
活用できる入札手法	公開入札、選択入札	限定入札	公開入札、選択入札、限定入札
上級機関の承認	個別に承認	報告不要	報告不要
選考委員会	設置すべき	設置すべき	審査小委員会を設置すれば可
適用される調達区分	工事、物品、役務	役務	工事、物品、役務
必要な入札者数	公開入札：3社 定期的な選択的入札：6社以上 個別案件の選択的入札：制限なし	1社で可	3社 事前に承認を得て限定入札に変更可

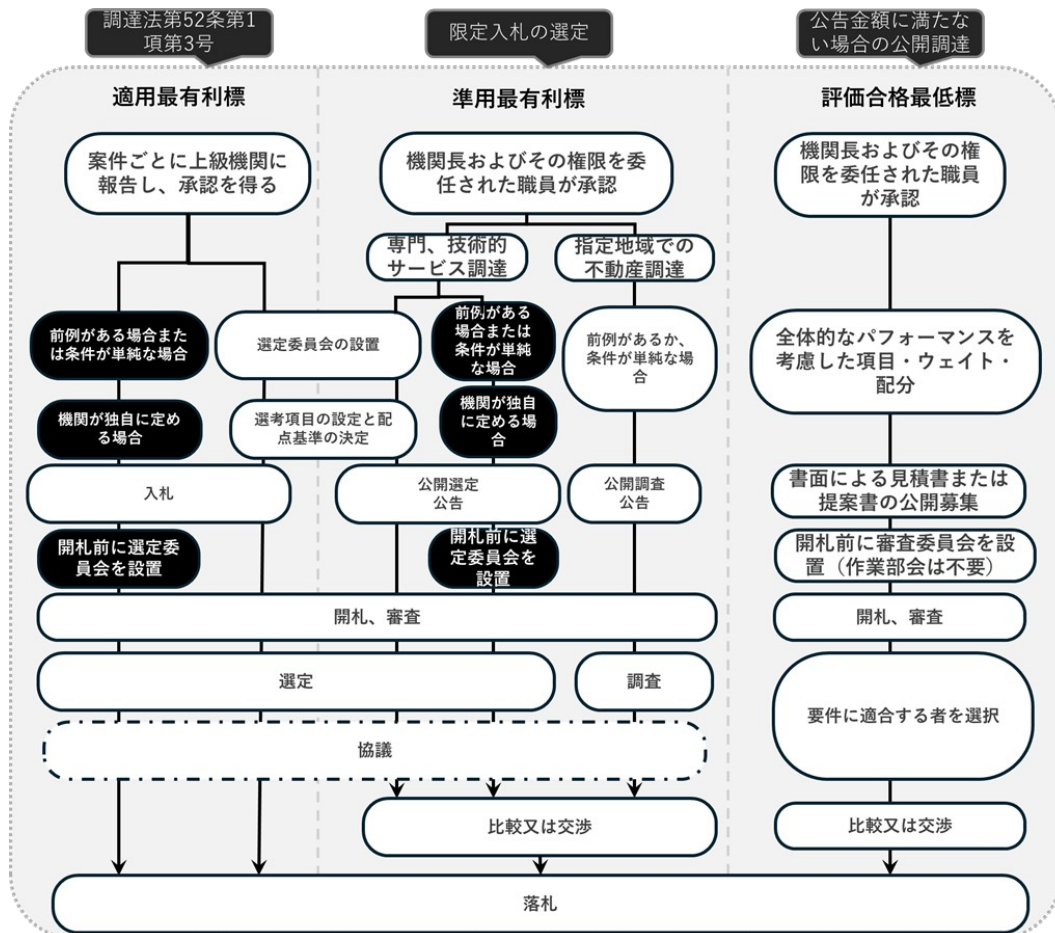
出典：台北市調達研修資料「最有利入札および最低価格入札に関する規則および手順」を基に作成

5. 最有利標での事業者選定方法

<事業者選定の流れ>

最有利標の結果は、提案内容を踏まえて、調達機関の長又は評価委員会の過半数の同意により決定される。落札者を決定し得ない場合は、交渉及び再度の選考を実施する。選考は3回を上限とする。適用最有利標・準用最有利標・評価合格最低標による事業者選定の流れは図表5のとおりである。

図表5 適用最有利標・準用最有利標・評価合格最低標による事業者選定の流れ



出典：社団法人中国土木水利工程學會ホームページ 陳高星律師「政府採購法與採購程序」を基に作成

< 事業者選定方式 >

最有利標の事業者選定方式は、「総合評価法」「評価単価法」「順位法」に区分され、価格を評価又は比較に含めるか否かにより異なる選定作業が生じる。

「総合評価法」は価格を評価点に組み込む場合・組み込まない場合・固定価格給付の三種類に分類される。

価格を評価点に組み込む場合は、総合評価点の最高点かつ選定委員会出席委員の過半数の決定を得た者を最も有利な入札者とする。入札書類には合格点を定め、合格点に達しない者は協議及び落札対象から除外する。審査委員は価格の採点にあたり、当該価格が合理的かを考慮して得点を決定する。その際に他の事業者の見積価格との比較のみに基づいて決定してはならないと規定されてい

る。また、価格が点数に占める比率は、20%を下回ってはならずかつ50%を超えてはならないとされている。

価格を評価点に組み込まない場合は、事業者の総合評価点と価格を総合的に考慮し、全体的な実績に基づき、選定委員の過半数の決定により最も優れていると認められる者を最も有利な入札者とする。

固定価格給付の場合は、入札書類に明記された固定価格に基づき、総合評価点において最高点かつ選定委員の過半数の決定を得た者を最も有利な入札者と定める。入札書類には合格点を定め、合格点に達しない者は協議及び落札対象から除外すると規定されている。入札書類に固定費用又は固定料金率が明記されている場合でも、入札書類内に当該費用又は料金率の構成内容を詳細に記載し、審査に組み入れることを規定することが可能である。当該審査項目の割合は50%を超えてはならず、20%を下回ってもよいとされている。応札者が入札書類に記載した見積価格が前述の固定価格を下回る場合、応札者の自主的な値下げとみなされ、当該応札者に対してのみ拘束力を有する。ただし、入札価格は評価項目に該当しないため、当該自主的な値下げを評価に組み入れることはできない。

「評価単価法」は価格を評価対象外とし、価格を総合評価点で除した値が最も低い者を最も有利な入札者とする方式である。この場合、低価格による入札競争が生じる可能性があるが、入札書類には、評価の合格点（例：平均70点）を明記し、品質が劣悪かつ価格が過度に低い業者が落札し、履行品質に影響を与える懸念を回避すべきとされている。

「順位法」は、各選考項目の評価点を合計した上で順位に変換する方式であり、総合評価法と同様に、価格を評価点に組み込む場合、組み込まない場合、固定価格給付の三種類に分類される。

< 選定委員会の設置及び選定後の手続 >

最も有利標を採用する場合には、選定委員会の設置に加えて、審査関連業務の補助のために、職員又は専門家からなる作業チームが設置される。このうち、少なくとも1名は調達専門職員資格を有する者を配置する必要がある。調達選定委員会は、当該調達案件に関連する専門知識を有する者5名以上で構成され、そのうち専門家・学者の人数は3分の1以上とし、かつ担当機関の現職職員であってはならないとされている。

機関が評価した後、落札公告において落札価格及び総合評価点数又は順位を公表するとともに、電子調達システムにおいて選定委員会の全委員の氏名及び職業等を公開している。入札書類の規定に適合しなかった応札者にはその理由を通知する。入札書類の規定に適合したが落札できなかった応札者に対しては、最も有利入札業者の入札価格と総合評価点又は順位評価結果、及び当該応札者の総合評価点又は順位評価結果を通知している。

技術サービス等の各種サービスの事業者選定の場合には、入札書類において選定されなかったが一定点数又は順位に達した応札者に対し、一定額の奨励金を支給することを規定することが可能である。

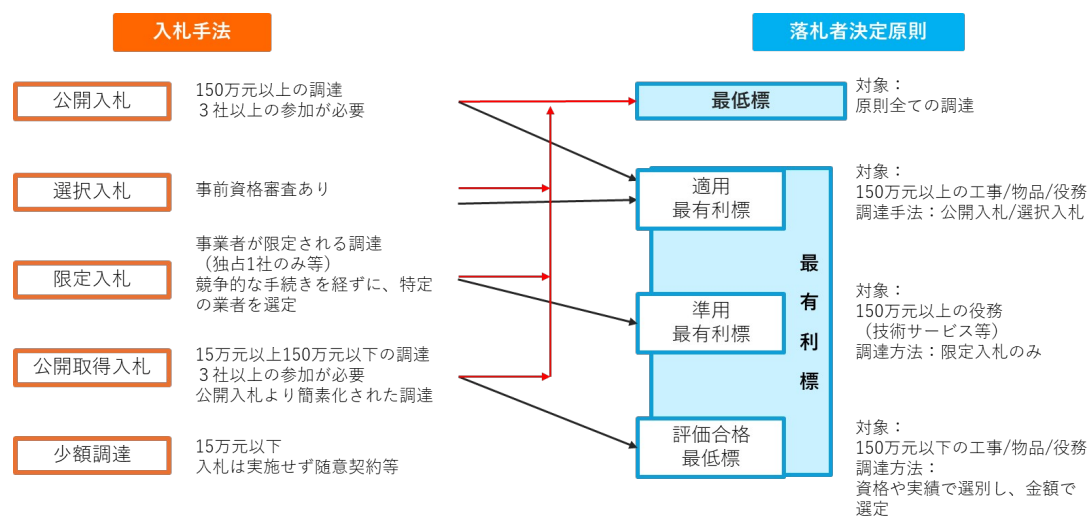
また、必要に応じて合理的な報酬を支払った上で、応札者が作成した入札書類の内容に関する全部又は一部の権利を取得することも可能である。発注者が応札者から入札書類に記載されている内

容の使用権を得ることへの同意書の取得を義務付けた上で、当該奨励金を支払う旨を入札書類に規定することが可能である。

6. 入札方式と落札者決定原則の選択

実際の調達では、入札方式を選択した後、調達の性質を踏まえて落札者決定原則が選択される。原則として最低標が採用されるが、調達の性質に応じて最有利標を採用することも可能である。調達対象（工事・物品・役務）及び金額により、適用最有利標・準用最有利標・評価合格最低標が選択されている。

図表 6 入札方式と落札者決定原則の関係



7. 予定価格について

台湾の調達制度にも予定価格制度が存在する。原則として、入札価格が予定価格を超える場合は落札とならないため、上限拘束性を有する。多くの調達において予定価格は入札価格の上限として機能する一方、これ以外に調達の特性や方式に応じた運用も行われている。価格以外の要素も総合的に評価する最有利標を採用する場合や小規模な調達等では、予定価格を設定せずに落札者が決定される。調達の対象が専門サービスや技術サービス等である場合、予定価格を設定せずに最有利標による落札手続を適用することが可能である。予定価格の算定方法は、調達する物品やサービスの種類によって異なる。

建設工事の予定価格の算定にはPCCが構築・管理している建設工事に関する価格データベースの情報や関連する建設コスト指標が用いられ、物品の予定価格の算定には市場価格、過去の調達実績、特定の品目では国際的な価格指標が用いられている。役務の予定価格の算定にはサービスの特性に応じて、人件費・業務委託費・市場価格などが考慮される。

最低入札額が予定価格を超える場合、発注者は入札者に対し、1回だけ減額を求めることが可能である。減額された価格が依然として予定価格を超える場合、当該機関は、入札書類に定められた要件を満たす入札を行った全ての入札者に対し、減額を要請し比較を行うことが可能である。

予定価格を設定しない場合で最低入札額が予算額又は委員会の勧告した額を超えるときは、発注者は入札者に1回だけ減額を求めることが可能である。この場合も、減額された価格が依然として当該金額を超える場合には、入札書類に定められた要件を満たす入札を行った全ての入札者に対し、減額を要請し比較を行うことが可能である。当該価格の引き下げ及び比較は、一定期間内に限り、最大3回までとなっている。

前述の手続を経た後でも最低入札額が依然として前記のいずれかの金額を超える場合には入札手続が無効となる。契約を締結することができない場合には、交渉により契約を締結することが可能である。ただし、当該交渉については、上位機関の承認を得た上で、入札公告及び入札説明書によりあらかじめ告知しなければならないとされている。

- 台湾における PPP について

台湾における PPP は「促進民間參與公共建設法」（以下、「促参法」という）に基づいて実施され、政府採購法とは別の法体系として位置付けられている。

促参法は、公共建設への民間参画を促進し、公共サービス水準の向上を図ることを目的とし、中央及び地方自治体を対象として対象事業分野・調達・審査手続・税制優遇措置・推進体制等を規定している。

1994 年に「交通建設における民間参画促進条例」を公布し、1995 年 8 月には「国内公共インフラ整備促進のための BOT（建設・運営・譲渡）モデル」プログラム（台湾南北高速鉄道を含む 22 件の BOT 実証プロジェクト）が承認されている。

公共インフラ整備への民間参画が経済力強化につながるとの認識に基づき、1996 年に「交通建設における民間参画促進条例」を改正した。改正により、公共インフラ整備への民間参画の法的基盤を強化し、参画を促進するため、その対象範囲を拡大することが必要となり、1999 年に促参法を制定した。

促参法以外にも、公共交通機関法・国有財産法・地方政府公有財産管理法・商業港湾法・電力法などでインフラプロジェクトへの民間参画を規定する法律が存在している。

PPP は、財政部が所管しており、PPP の調達には政府採購法は適用されない。

なお、台湾の公共建設予算に占める PPP 案件の割合は、近年約 1 割程度となっている。

図表 7 2015 年～2024 年 公共建設総予算に占める PPP 案件の割合



出典：財政部「促参年報 2024」を基に作成

1. PPPの適用対象分野と方式

促参法は適用対象分野として、交通・上下水道・環境・医療福祉・文化教育・観光・グリーンエネルギー等に加え、2022年の改正により「数位建設（デジタル建設）」も対象として規定している。

PPP手法としてはBOT/BTO/ROT/OT/BOO等に相当する類型を条文で列挙し、建設（新設・増築・改築・改修を含む）と運営を組み合わせた設計が可能であり（図表8参照）、PPPの調達には、公開入札・選択入札・限定入札が採用される点も明確化されている。

また、詳細な業務仕様を事前に規定することが難しい複雑なプロジェクトにおいては、落札者決定原則のうち最有利標が広く用いられており、価格だけでなく技術や品質などを総合的に評価して事業者が選定される。

なお台湾においても民間提案制度が活用されている。

図表8 台湾におけるPPP手法一覧

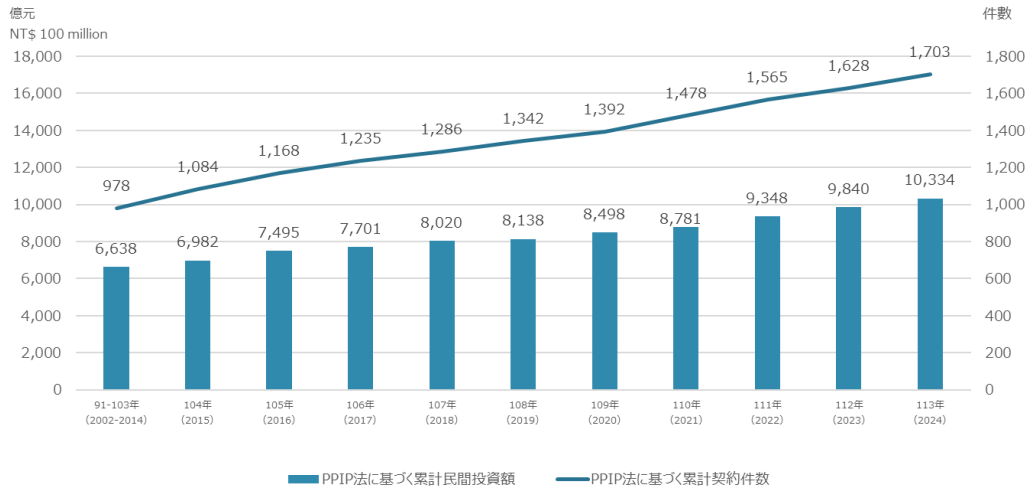
	詳細
BOT方式 (Build-Operate-Transfer)	民間企業が自らの資金を用いて公共施設を新設し、一定期間その運営を行った後、運営期間の終了とともに、当該施設の所有権を発注者に移転する。
B(R)TO方式 (Build(Rehabilitate)-Transfer-Operate)	民間企業が投資して施設を建設・完成させた後、発注者が（無償または有償で）当該施設の所有権を取得し、引き続き民間企業が施設の運営を行う。運営期間の満了後、運営権は発注者に返還される。
ROT方式 (Rehabilitate-Operate-Transfer)	発注者が保有している施設を民間企業が投資・増築・改築・修繕し、運営を行う。運営期間の満了後には、運営権を発注者に返還する。
OT方式 (Operate-Transfer)	発注者が投資・建設した施設を民間企業が運営し、運営期間満了後にその運営権を発注者に返還する。
B(R)OO方式 (Build(Rehabilitate)-Own-Operate)	発注者の政策に基づき、民間企業が土地を用意して投資・建設を行い、当該施設の所有権を有し、自ら運営するか、または第三者に委託して運営する。

出典：台湾博特顧問股份有限公司 ホームページを基に作成

2. PPPの導入実績

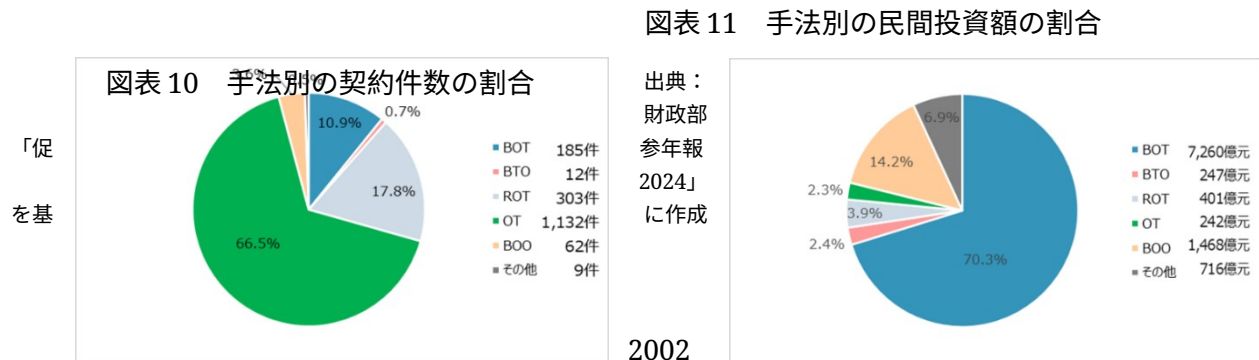
2002年から2024年までに1,703件のPPP事業が実施され、総事業費は1兆334億台湾元となっている（図表9）。

図表 9 促参法に基づく累計民間投資額と累計契約件数



出典：財政部「促参年報 2024」を基に作成

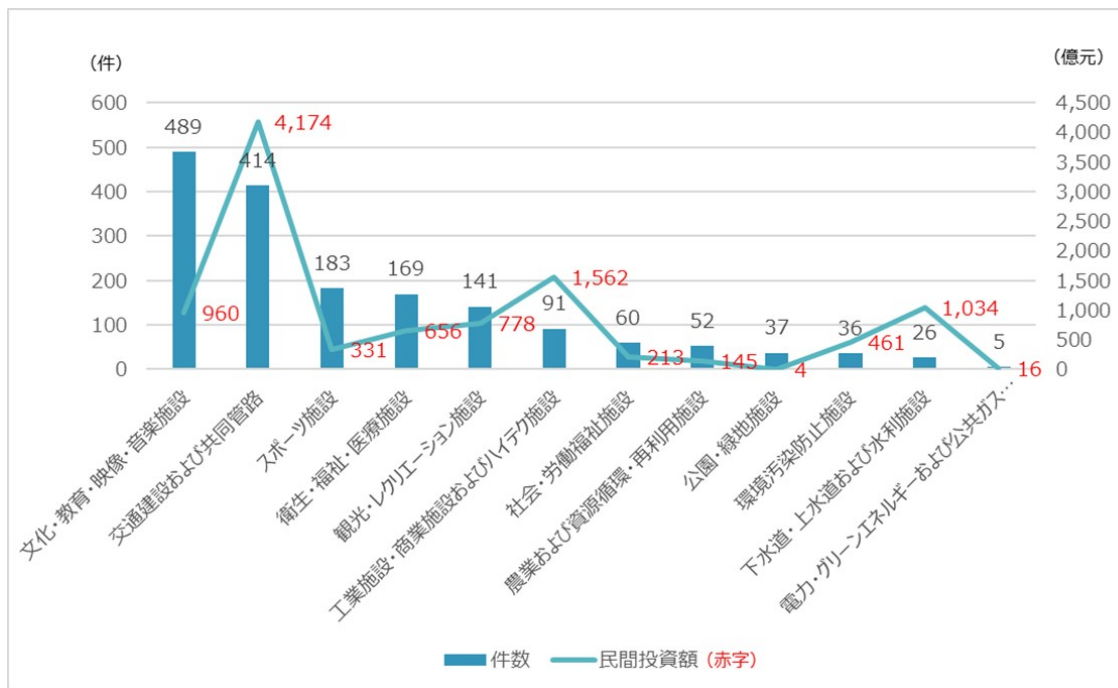
2002 年から 2024 年に実施された PPP 手法別の契約件数と投資額は図表 10、11 のとおりである。契約件数別では、日本の PFI コンセSSION に近い OT 方式が 66.5 % (1,132 件)、ROT 方式が 17.8 % (303 件)、BOT 方式が 10.9 % (185 件) を占めている。投資額別では、BOT 方式が 70.3 % (7,260 億台湾元) で最も多い。



2002 年～2024 年に実施された PPP の分野別の導入件数は、文化・教育・映像・音楽施設での導入が 489 件で最も多いが、投資金額ベースでは交通関係施設案件が最も大きい (4,174 億台湾元)。投資金額ベースではほぼ全ての分野で BOT 方式が最も活用されている (図表 12)。

なお、2022 年の促参法改正以前は、公共支出がないものが促参法の適用案件とされていたため、上記対象となっている事業は独立採算型の事業が主流である。

図表 12 2002 年～2024 年 分野別の導入件数と民間投資額



出典：財政部「促参年報 2024」を基に作成

3. 政府採購法との関係

促参法第 48 条では、同法により実施されるプロジェクトは政府採購法を適用しない旨を明示している。

促参法は 2022 年改正で、発注機関が民間企業の運営期間中に公共サービスの全部又は一部を有償取得できる仕組みを規定した（第 9 条の 1）。これにより、従来主流であった独立採算型に加え、成果や KPI と連動したサービス対価型 PPP（有償型 PFI）の制度的根拠が明確化された。

台湾では、近年独立採算型 BOT 案件が減少し、KPI 連動タイプの有償型 PPP のニーズが増加していることから、2022 年の促参法改正によりサービス対価型 PFI（有償型 PPP）が正式に導入され、有償型 PPP の法的な位置づけが明確化された。2022 年の法改正以前は、公共支出が必要な事業は政府採購法の適用案件であり、公共支出を伴わないものが促参法の適用案件とされていた。そのため、促参法対象事業へ予算を投入すること（有償型 PPP）は想定されておらず、2022 年の促参法改正前の有償型 PPP の実施件数は限られていた。なお、有償型 PPP のスキーム自体は、法改正の前後で大きな差異はない。

有償型 PPP の主な対象は、社会福祉系施設・公営住宅・上下水道等とされている。

政府採購法又は促参法の適用判断は、2022 年の法改正によりサービス対価の有無という判断軸がなくなり、調達対象の性質や発注者が慣れている方法等を考慮して決定されている。

また、PPP では、通常の調達にはない財政支援措置や税制優遇措置が設定されており、例えば大規模インフラ事業開始後 5 年間の法人所得税免除や、設備投資、研究開発及び人材育成に関する支出等について法人所得税額の 50 % を上限として控除できることなどが規定されており、PPP の推進に寄与している。

図表 13 通常調達と PPP の違い

	通常調達	PPP
根拠法	・ 政府採購法	・ 促進民間參與公共建設法（PPIP法）
目的	・ 監督を重視（公平な調達） ・ 罰則と資格停止制度を採用。	・ 官民のパートナーシップを重視
調達権限	・ 調達機関	・ 権限を有する当局 （権限を付与された当局及び権限を委任された 当局を含む）
対象事業の規定	・ 例示規定（政府採購法第99条）	・ ポジティブリスト(14対象事業)
財政支援及び 優遇措置	・ なし	・ 貸付金利の補助または業績に応じて補助金交付 ・ 金融機関と中長期貸付または重大な自然災害復旧貸付の供 与について交渉。
税制優遇措置	・ なし	・ 大規模インフラプロジェクトは税制優遇措置を申請できる 場合あり。

出典：Lee Chien-hsien 「PPP2.0 in taiwan」を基に作成

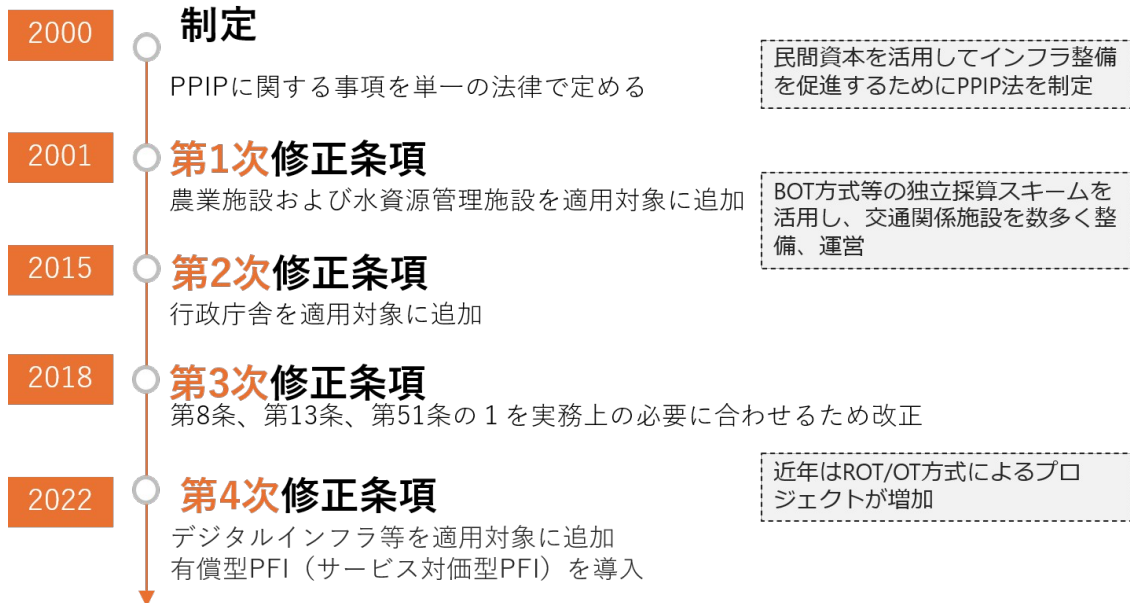
4. 促参法改正の変遷

2000 年の促参法の制定以来、適用事業の拡大や紛争解決システム等が整備されてきた（図表 14 参照）。

前述のとおり、2022 年に有償型 PFI の導入、各種優遇措置の拡大、対象範囲の拡大（高齢者介護サービス・グリーンエネルギーインフラ・デジタルインフラ等）など、促参法制定以来最も大きな改正を実施している。

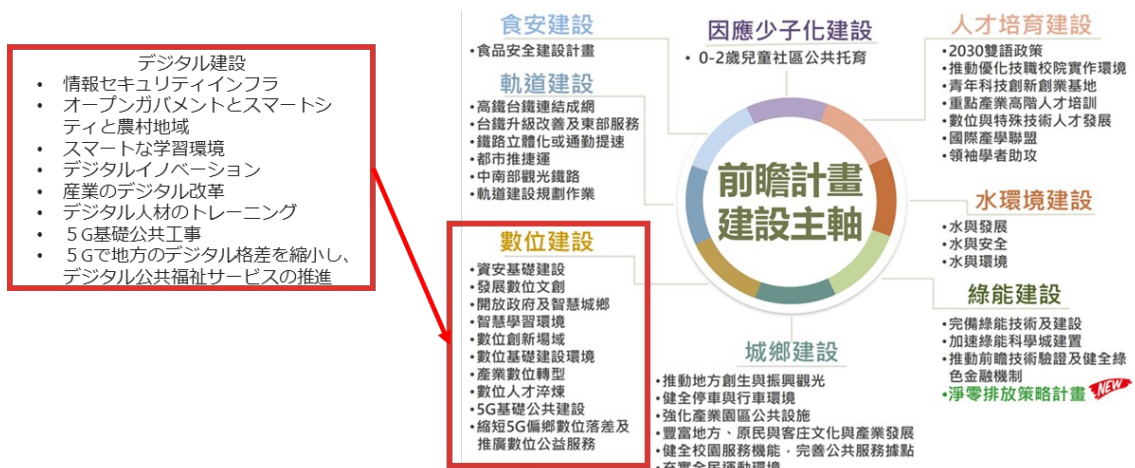
なお台湾では 2017 年に「未来志向インフラ整備特別法」が制定され、鉄道、水環境、グリーンエネルギー、デジタル技術、都市・農村施設など、8 つの主要インフラへの投資を拡大することが目指されている（図表 15 参照）。インフラ整備計画への投資額は 8,400 億台湾元（280 億米ドル）に上り、官民合わせて 1 兆 7,800 億台湾元（575 億 3,000 万米ドル）の投資促進が見込まれている。

図表 14 促参法の主な変遷



出典：Lee Chien-hsien 「PPP2.0 in taiwan」を基に作成

図表 15 未来志向インフラ整備特別法の対象事業とデジタル建設の詳細



出典：行政院 前瞻基礎建設 ホームページを基に作成

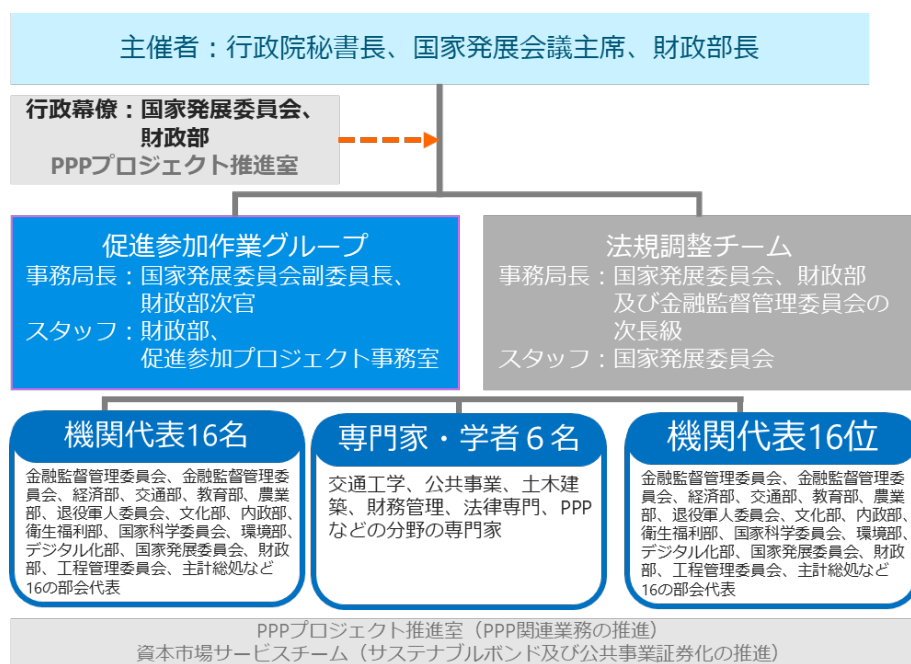
5. PPP 推進体制

台湾では、豊富な民間資金を公共プロジェクトに活用するために2024年に「兆元投資国家発展方案」（対象期間：2025年～2028年）を策定し、民間提案も受け付けるPPPプラットフォームの構築・PPP推進体制の強化・投融資条件の最適化と関連金融商品の拡充等を進めている。

台湾には豊富な民間資金があり、特に生命保険業界の資産は36兆台湾元を超えるが、その約6割が諸外国に投資される一方で、国内のインフラ整備や成長産業への投資には膨大な資金が必要である。兆元投資国家発展方案は民間資金をこれらの投資に振り向けることを目的に制定された。

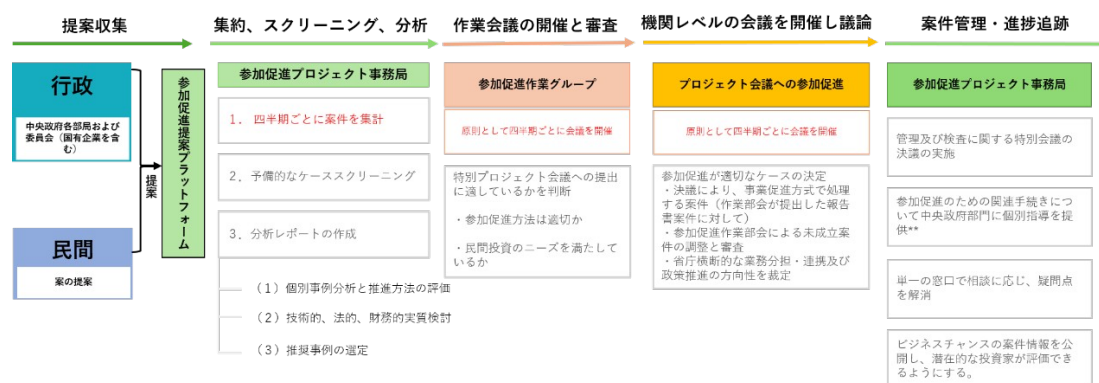
PPP推進のために中央の新規プロジェクトではPPPを優先的に検討することが規定されている。各組織の案件と民間企業からの提案を受け付け、案件の発掘→導入可能性検討→事業決定→進捗管理までを一元的に管理するために、行政院に参加促進作業グループや法規調整作業グループ等からなる「官民連携プラットフォーム」が構築され、原則として四半期ごとに開催されている（図表16参照）。プラットフォームには行政院秘書長、国家発展委員会、財政部が主催する推進会議を設置し、法規制の調整や行政手続の簡素化を主導することにより、公共建設への民間資本の投資意欲と規模を拡大しようとしている。

図表 16 官民連携プラットフォームの構成



出典：財政部「兆元投資國家發展方案促參提案原則及審議程序」を基に作成

図表 17 PPP の提案収集から進捗管理までのフロー



6. 民間提案

図表 18 民間提案による PPP の実施フロー

出典：民間提案ガイドラインを基に作成

公共調達においては、市場の自由化と透明性の確保を目的に WTO 政府調達協定（GPA）が整備されており、国・地域において適用対象や基準額が定められている。具体的には非差別原則（内国民待遇・最恵国待遇等）、透明性（情報公開・公告義務等）、公正な競争（競争的調達手続、仕様書の非差別性、入札期間の確保等）及び救済措置（不服申立ての機会）を求めており、協定を適用している国・地域で定められた条件（対象機関、調達の性質、調達金額等）に合致する調達に適用される。

日本では、GPA の附属書付表 6 及び 7 により、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の適用範囲内の事業に係る調達について、GPA が適用されている。一方、台湾では促参法に基づく事業は GPA の適用対象範囲には含まれておらず、これは独立採算型だけでなく、民間事業者から施設やサービスを「購入」する性質が比較的強い場合（例：有償型 PPP）であっても、同様である。

- 台湾の調達制度から我が国の公共調達制度への示唆

我が国の公共調達は、会計法・地方自治法に基づき一般競争入札を原則とし、予定価格を上限として最低価格落札を基本とする制度運用が続いてきた。

PPP/PFI の調達においては総合評価方式やプロポーザル方式も活用されるものの、予定価格の上限拘束や業務仕様を前提とした枠組みが残存しており、サービス調達・運営主体 PPP に必要な柔軟性が十分に確保されている状況にはない。

台湾は、調達について会計法とは別に政府採購法を制定するとともに、PPP の調達を政府採購法の対象外とし、促参法の規定を適用している。すなわち、通常の調達においても発注者による適切な仕様規定が困難な調達や、民間事業者の創意工夫の発揮を期待する調達については予定価格を設定しないことを認めるとともに、「最有利標」など、調達対象に応じて多様な調達方式を法的に整備している。PPP の特性を最大限引き出すため、従来の調達制度ではなく個別の法律にて規定しているものである。また、台湾が GPA で市場開放を約束した調達の対象範囲に促参案件を含めておらず、PPP/PFI 事業について GPA の適用対象外としていることから、PPP/PFI 事業を従来発注方法から切り離し、極力制約を受けない制度として整備していることが分かる。

GIC Discussion Paper No.27「韓国の政府調達制度と我が国への制度的示唆」に記載のとおり、韓国でも仕様規定が困難な調達や民間事業者の創意工夫の発揮を期待する調達について、調達対象に応じて多様な調達方式を法的に整備するとともに、詳細な仕様を事前に定められない場合等、予定価格を設定せずに調達し得るケースが明確に認められている。また、日本の PFI 法に相当する法律が他の法律に優先し、事業者選定や契約に会計法や地方自治法に相当する法律の適用を受けない。この点は今回調査した台湾でも同様であり、両国は日本の PFI 法を参考としつつも、より柔軟性を持たせた実務に資する制度設計を試みているといえる。

このように韓国や台湾では、社会情勢の変化に応じて入札契約制度の見直しが行われてきた一方、我が国では明治期の会計法制定以降、制度の基本構造に大きな変更は加えられておらず、通達やガイドライン等による運用指針の提示にとどまっている。

我が国においても、社会情勢の変化に即し、調達目的に応じた手法を選択し得る調達法制及び制度設計の整備が求められる。PPP/PFI の一層の導入促進及び効果的運用の観点からは、一般競争入札を前提とすること、並びに上限拘束性を有する予定価格の設定を必須とする運用について検討を要する。例えば、提案内容により価格前提が変動する調達においては、予定価格の上限拘束の緩和、又は予定価格を設定しない手続の制度化が検討課題となる。さらに、調達過程における「交渉」を「例外的運用」としてではなく、サービス調達・PPP に適合する手続として制度上明確に位置づけることにより、民間企業の創意工夫を一層引き出し得る。

また、台湾の調達を所管する PCC は、調達の中央統括機能に加え、調達情報データベース等を整備し、情報公開並びに調達データの蓄積・分析を実施している。韓国でも中央調達機関や電子調達システムを活用することで、調達の効率化・高度化に成功している（図表 19 参照）。これらを踏まえば、我が国においても、中央調達機能又は横断的な調達支援機能を整備し、調達データの蓄積を推進することにより、効率化と調達能力の底上げを図ることが必要である。

図表 19 日本・韓国・台湾の調達の仕組みの比較

	日本	韓国	台湾
入札方式	一般競争入札/指名競争入札/随意契約	公開競争/制限付競争/指名式競争/交渉/対話方式 他	公開入札/選択入札/限定入札 ※特定の状況下で交渉あり
物品/サービス/工事の取扱い	会計法上同じ	調達物に応じて多様な方式を選択可	調達物に応じて多様な方式を選択可
買入と売払	同じ扱い	別の取扱い	別の取扱い
予定価格	予定価格を必ず定め上限とする	原則として定め上限とする (設定しない場合がある)	原則として定め上限とする (設定しない場合がある)
落札基準	会計法上最低価格が原則 例外的に価格その他の条件が最も有利な者（公共工事品確法により 工事は原則総合評価）	最低価格又は最も経済的に有利	最低価格又は最も経済的に有利
中央調達機関	なし	あり(調達庁) 中央政府の調達や一部地方自治体の 規制/監督/調達代行を実施 電子調達システムを開発・運用。	あり（公共工程委員会） 調達全般の調達関連政策策定、 規制・監督 電子調達システムの設置・管理
PPPの取扱い	会計法を適用	調達事業法の適用対象外 (民間投資法を適用)	政府採購法の適用対象外 (促進民間參與公共建設法を適用)

出典：公益社団法人土木学会 建設マネジメント委員会 公共事業改革プロジェクト小委員会

「公共事業改革プロジェクト小委員会報告書 2011 年 8 月」,木下 誠也「公共調達解体新書」等を基に作成

(完)